新型コロナウイルス感染症対策事業 観光 PR 素材撮影業務委託 仕様書

1 業務名称

新型コロナウイルス感染症対策事業 観光 PR 素材撮影業務委託

2 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、観光客入り込み数及び宿泊者数が激減している本市において、アフターコロナに向けてのプロモーション素材として、閲覧者が本市に興味を持ってくれるような観光素材を撮影し、PR素材の均質化・高品質化を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約日の翌日から令和4年3月25日(金)まで

4 履行場所

那須塩原市内

5 提案上限額

6,990,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

6 業務内容

(1) 写真の撮影

- ① 宿泊施設
 - ・「持続可能な那須塩原市観光モデル合意書」を締結している市内宿泊事業者の宿泊施設について、 PR 用写真を撮影する。(宿泊施設数は最大で 40 程度を想定)
 - ・宿泊施設の希望調査は市が実施する。
 - ・被写体は施設と調整のうえ決定する。
 - ・1 施設につき 50 カット以上撮影する。
- ② 観光名所
 - ・市内観光名所(20か所程度)について、PR 用写真を撮影する。
 - ・撮影筒所は市が決定する。
 - ・1 箇所にき 20 カット以上撮影する。
 - ・空撮も可とするが、撮影に伴う許可申請等は受託者が行うこと。

(2)情報発信

SNS や新聞紙面等を活用し、撮影状況の情報発信を行う。

・撮影状況に応じて、複数回行うこと。

7 成果物

(1) 画像データ

データの規格: JPEG 形式

② 解像度:300dpi以上

③ 画素数:1000万画素以上

(2)業務報告書

撮影日や撮影場所などの内容が分かるよう、サムネイルなどを活用し報告書を作成する。

- (3)納品方法
 - ① 各宿泊施設の画像データ:施設ごとに CD-R または DVD-R に保存し、施設ごとに 2 枚ずつ納品する。
 - ② 全画像データ:ハードディスクに保存し、正副2台納品する。
 - ③ 報告書:紙ベースで1部納品する。

8 納入場所

那須塩原市産業観光部商工観光課

9 その他

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに事業計画書を提出すること。
- (2) 受託者は、本業務の履行にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (3) 本業務において、受託者は業務上知りえた秘密を何人にも漏洩してはならない。
- (4) 撮影に関する留意事項
 - ① 受託者は、撮影前にフォトグラファーを交えて市と撮影方法等について打ち合わせを行うこと。
 - ② 天候による撮影日の変更や早朝・夜間の時間帯における撮影等にも臨機応変に対応すること。
 - ③ 屋外での撮影は、被写体の特性等を考慮し、天候や光の方向等の条件の整った時に実施すること。
 - ④ 撮影に伴う全ての経費(フォトグラファー費用、交通費、モデル等出演料、納品に係る費用等)は、委託料に含まれる。
- (5) 本業務における著作権等の取扱い
 - ① 納品する成果物についての全ての著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。)は、那 須塩原市に帰属する。
 - ② 受託者は、納品する成果物について、著作権人格権を行使しないこととする。
 - ③ 受託者は、納品する成果物について、第三者の著作権・肖像権その他の権利(以下「第三者の諸権利」という。)を侵害することのないよう業務を実施するとともに、成果物が第三者の諸権利を侵害していた場合に生じる問題については、一切の責任を負うこととする。
 - ④ 受託者は、成果物に関する著作権について、納品前に第三者にこれを譲渡し、移転し、若しくは担保 に供する等の処分をし、又は商標・意匠の出願・登録手続き等を行わないものとする。
 - ⑤ 上記の①~④については、提案書を作成するにあたり撮影した成果物についても同様とする。
- (6) 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合、市と協議し、その決定に従うこと。

10 支払条件

- 1回(業務完了検査合格後の精算払)
- ※撮影した宿泊施設数に応じて、変更契約を行うものとする。